

令和 2 年 5 月 8 日
鹿児島県教育委員会

県立学校における教育活動の再開について

5月4日(月)、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、全ての都道府県を対象として5月31日(日)まで延長したところです。

また、学校については、社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスと共に生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障することとの両立を図るため、段階的に実施可能な教育活動を開始するという考え方が示されたところです。

このような国の考え方や、本県ではこれまで感染者は少なく、また、先月20日以降新たな感染者は確認されていない状況等を踏まえ、県立学校の教育活動を**5月11日(月)から再開する**こととします。

なお、**11日(月)から24日(日)までの期間は警戒期間**として、感染症対策を最大限に行いながら、学校教育活動を行うこととします。